

天童市地産地消推進店認定事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地産地消を推進する取組を広く市民にPRすることにより、天童市産農畜産物（以下「市産農畜産物」という。）を購入・消費する機会を増やすとともに、市産農畜産物の普及促進を図ることを目的に、市内で市産農畜産物を取り扱う事業者を天童市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 地産地消 地元で生産されたものを地元で消費することをいう。
- （2） 農産物 市内で生産し、若しくは収穫され、又は本市在住の農業者が本市周辺の村山地域で生産し、若しくは収穫した農産物をいう。
- （3） 畜産物 市内で飼育され、又は本市在住の農業者が本市周辺の村山地域で飼育した畜産物をいう。
- （4） 加工品 （2）又は（3）を原材料として使用している加工食品をいう。
- （5） 小売店 市内で営業するスーパーマーケット、八百屋、直売所等をいう。ただし直売所については、原則として有人販売を行い、年間200日以上営業するものとする。
- （6） 飲食店 市内で営業するレストラン、居酒屋等をいう。
- （7） 宿泊施設 市内で営業する旅館、ホテル等をいう。
- （8） 食品加工所 市内に事業所がある食品加工所等をいう。

（認定基準）

第3条 推進店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表の基準を満たさなければならない。

（申請方法）

第4条 申請者は、天童市地産地消推進店認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

（認定）

第5条 市長は、申請者が認定基準を満たすと認めたときは、申請者を推進店として認定するものとする。

2 市長は、認定の可否について、申請者に対して天童市地産地消推進店認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、推進店として認定した申請者に対し、認定証（様式第3号）を交付する。

（認定期間及び再認定）

第6条 申請は随時できるものとし、認定期間は、認定日から起算して2回目の認定基準

日（毎年10月1日）の前日までとする。

- 2 前項に規定する認定期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間が終了する年の8月31日までに、天童市地産地消推進店更新申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項による申請があった場合は、申請の内容を審査のうえ、認定期間更新の可否を決定し、認定期間が終了する年の9月末日までに、天童市地産地消推進店認定結果通知書（様式第2号）及び認定証（様式第3号）を交付するものとする。

（認定証の掲示及び広報）

第7条 推進店は、第5条で交付された認定証を店頭又は店内の見やすい場所に掲示し、自らも推進店であることのPRに努めるものとする。

- 2 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ、SNS等、市の広報媒体を利用して、広く市民等に周知するものとする。

（認定内容の変更）

第8条 推進店は、申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに天童市地産地消推進店申請内容変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（認定の廃止）

第9条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき、又は認定を廃止するときは、天童市地産地消推進店認定廃止届（様式第5号）を市長に届け出るとともに、認定証は速やかに返却するものとする。

（調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、推進店の認定内容について調査を行うことができるものとする。

- 2 推進店は、前項の規定により市長が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

（認定の取消）

第11条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消を行うことができる。

- (1) 営業を終了したとき
 - (2) 認定基準に該当しなくなったとき
 - (3) 天童市地産地消推進店認定廃止届（様式第5号）を受理したとき
 - (4) 第6条の規定による更新の申請がなされないとき
 - (5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、天童市地産地消推進店認定取消通知書（様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。
 - 3 推進店は、前項の規定により、取消の通知を受けた場合は、交付された認定証を速やかに市長に返却するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進店の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

認定基準

共通事項	必須項目	1 店内・施設内表示やメニュー等において、市産農畜産物を積極的に活用・販売し、PRをしていく意思があること。 2 市産農畜産物の販売又は使用等を、今後も増やしていこうとする意欲があること。 3 認定の内容をホームページに紹介することや報道機関等のメディアによりPRし、また、紹介されることを承諾する事業者であること。
小売店（直売所を除く。）	2項目以上必須	1 市産農畜産物を、可能な限り年間を通して販売していること。 2 産地表示を行っていること。 3 市産農畜産物販売の表示を行っていること。
直売所	2項目以上必須	1 市産農畜産物を、有人販売で年間200日以上営業していること。 2 産地表示を行っていること。 3 市産農畜産物が量的に5割以上であること。
飲食店及び宿泊施設	2項目以上必須	1 年間を通して、常時1品目以上、市産農畜産物を使用した料理等を提供していること。 2 年間を通して、市産農畜産物を主たる食材に使用する料理等を提供していること。 3 米を使用する場合は、山形県産米を使用していること。 4 市産農畜産物を使用するメニューを増やしていこうとする意欲があること。
食品加工所	2項目以上必須	1 市産農畜産物を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。 2 市産農畜産物の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により表示しPRしていること。 3 市産農畜産物を原材料として商品等を増やしていこうとする意欲があること。

○申請時現在の状況を基準とします。

天童市地産地消推進店認定（更新）申請書

令和 年 月 日

天童市長 様

申請者 住所

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

天童市地産地消推進店の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定申請店の名称		フリガナ（ ）		
基 本 情 報	※ 認定申請店の所在地	〒		
	電話番号／FAX番号		駐車可能台数	
	営業時間		休業日	
E-mailアドレス				
ホームページアドレス				
認定申請店の事業者区分		☐ 小売店 ☐ 直売所 ☐ 飲食店 ☐ 宿泊施設 ☐ 食品加工所		
◎ 必須項目 (共通)	認定基準	☐ 店内・施設内表示やメニュー等に、市産農畜産物活用し、PRしていく意思がある。 ☐ 市産農畜産物の販売又は使用等を、今後も増やしていこうとする意欲がある。 ☐ 認定の内容をホームページ等によりPRし、また、紹介されることを承諾する。		
◎ 業種ごとの項目中、2項目以上必須	認定基準(業種別)	☐ 小売店(直売所を除く) 1 市産農畜産物を、可能な限り年間を通して販売している。 2 産地表示を行っている。 3 市産農畜産物販売の表示を行っている。 ☐ 直売所 1 市産農畜産物を、年間200日以上販売している。 2 産地表示を行っている。 3 市産農畜産物が量的に5割以上である。		
		☐ 飲食店・宿泊施設 1 年間を通して、常時1品目以上、市産農畜産物を使用した料理等を提供している。 2 年間を通して、市産農畜産物を主たる食材に使用する料理等を提供している。 3 米を使用している→ ☐ 山形県産米使用(必須) 4 市産農畜産物を使用するメニューを増やしていこうとする意欲がある。		
		☐ 食品加工所 1 市産農畜産物を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造している。 2 市産農畜産物の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により表示しPRしている。 3 市産農畜産物を原材料として商品等を増やしていこうとする意欲がある。		

裏面につづく

1. 市産農畜産物の提供方法及び主な品目(メニュー・商品等) ◎主な品目の使用材料	
2. 市産農畜産物の仕入れ先	
3. 地産地消の取組	
4. その他(申請店の P R 等)	
5. 天童市地産地消推進店認定事業実施要綱第 3 条の基準を満たしていることを申告します。 申告者 _____ ㊤ (自署の場合、押印の必要ありません。)	

○申請時現在の状況を記載してください。

○P R に活用できるメニュー・商品等の画像がある場合は添付してください。

※更新申請の場合、基本情報は変更のあった場合のみ記入してください。

天童市使用欄 (この欄は記載しないでください。)

申請日	審査日	審査結果	認定番号	認定期間
R	R	認定 否認定	第 号	認定日 R . . ～ R . 9 . 3 0

天童市地産地消推進店認定結果通知書

令和 年 月 日

様

天童市長

令和 年 月 日付けで申請のあった天童市地産地消推進店について、天童市地産地消の店認定事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請店舗

(1) 店舗名称

(2) 店舗所在地

(3) 区 分 小売店 ・ 直売所 ・ 飲食店 ・ 宿泊施設 ・ 食品加工所

2 認定結果

認 定	否認定
認定期間 認定日 ～ R 年9月30日	理由

3 認定日 令和 年 月 日

4 その他 認定期間終了後も引き続き認定を受けようとする場合は、

令和 年8月31日まで、様式第1号「天童市地産地消推進店更新申請書」

を天童市長に提出してください。

天童市地産地消推進店

認定証

認定 第 号

様

貴 は、天童市が推進する地産地消の趣旨に賛同し、市内で
生産される新鮮で安全・安心な市産品の消費拡大を推進する地産
地消推進店であることを認定します。

認定期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 9月30日

令和 年 月 日

天童市長

様式第 4 号 (第 8 条関係)

天童市地産地消推進店申請内容変更届

令和 年 月 日

天童市長 様

届出者 住所

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

天童市地産地消推進店認定申請の内容に変更が生じたので、天童市地産地消推進店認定
事業実施要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり変更内容を届け出ます。

記

▽変更の内容

No.	変 更 前	変 更 後
①		
②		
③		
④		
⑤		

様式第 5 号(第 9 条関係)

天童市地産地消推進店認定廃止届

令和 年 月 日

天童市長 様

届出者 住所

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

天童市地産地消推進店認定事業実施要綱第 9 条の規定により、認定を廃止しますので、
下記のとおり届け出ます。

記

店舗名称	
店舗所在地	
区 分	小売店 ・ 直売所 ・ 飲食店 ・ 宿泊施設 ・ 食品加工所
廃止理由	(閉店・移転の場合その年月日) 年 月 日

天童市地産地消推進店認定取消通知書

令和 年 月 日

様

天童市長

天童市地産地消推進店認定事業実施要綱第 1 1 条の規定により、認定を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 認定取消店舗

(1) 店舗名称

(2) 店舗所在地

(3) 区 分 小売店 ・ 直売所 ・ 飲食店 ・ 宿泊施設 ・ 食品加工所

2 認定取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 その他

認定にあたり交付しました天童市地産地消の店認定証は、速やかに返却してください。